

排水基準（その1の2）【BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質】  
（上乗せ条例第4条、7条の2、3、別表第6）

【印旛沼、手賀沼流域の日平均排水量が10m<sup>3</sup>以上30m<sup>3</sup>未満の特定事業場】

(単位：mg/L)

水域 項目等  業種等	区分	新規・ 既存の 区分	印旛沼、手賀沼及びこれらに 流入する公共用水域に排出 される排水に限り適用				特定施設の番号  (政令別表第1の号)	適用規模  (日平均排水量)
			BOD 又は COD	SS	ノルマルヘキ サン抽出物質			
					鉱油	動植 物油		
食料品製造業、皮革製造業、死 亡獣畜取扱業、 と畜業及び洗びん施設	ソ	A 新規	40	90	5	30	2～10、13～18の2、52、 63の2、69	
		C 既存	100	90				
旅館業、共同調理場、 弁当仕出屋、弁当製造業、飲食 店	ツ	A 新規	30	60	5	30	66の3～66の8	
		C 既存	80	90				
し尿処理施設 (501人以上) (201人から500人まで)*	ネ	A 新規	10	20	5	30	72、湖沼法のみなし 浄化槽	
		C 既存	60	110				
浄水施設	ナ	A 新規	15	30	5	30	64の2	
		C 既存	30	70				
動物系飼料等製造業	ラ	A 新規	15	60	5	30	11	
		C 既存	100	90				
水産物に係る卸売市場	ム	A 新規	15	30	5	30	69の2	
		C 既存	40	70				
病院施設 (300床以上) (120床から299床まで)*	ウ	A 新規	30	60	5	30	68の2、湖沼法のみなし 病院施設	
		C 既存	80	100				
その他の業種又は施設(畜舎を 除く)	ノ	A 新規	30	60	5	30	1、12、18の3～51の3、53 ～63、63の3、64、65、66、 66の2、67、68、70～71の 6、73、74**	
		C 既存	40	90				

- (注) 1 この表の基準は、印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域に排水を排出し、かつ、1日当たりの平均排水量が10m<sup>3</sup>以上30m<sup>3</sup>未満の特定事業場に適用される。(政令別表第1第1号の2に掲げる特定施設(畜舎)を除く。)
- 2 「新規」「既存」の区別は特定事業場の設置年月日により区分され、「新規」区分は、平成11年4月1日以降特定事業場となった事業場に適用され、「既存」の区分は、平成11年4月1日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。
- 3 印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域は別図4(P58)のとおりである。
- 4 \*印の施設は、みなし指定地域特定施設である。
- 5 BODの排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用され、CODの排水基準は海域及び湖沼に排出される排水に限り適用される。
- 6 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。(上乗せ条例第9条第1項)
- 7 \*\*印の政令別表第1第74号に掲げる特定施設のうち、同表第1号の2に掲げる特定施設(畜舎)に係る汚水等のみを処理する同表第74号に掲げる特定施設(畜産関係排水処理施設)には、当該業種・施設の項では、ノルマルヘキサン抽出物質のみの基準が適用になる。BOD、COD及びSSについては、排水基準(その1の1)の畜産関係特定施設の基準が適用になる。(上乗せ条例別表第4)